

インフォメーション

令和元年 8 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「消費税改正情報」帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日）

令和元年 10 月 1 日より消費税率引き上げに伴い軽減税率制度が実施されます。
軽減税率の対象品目の売上や仕入（経費）がある業者は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した区分記載請求書等の発行や記帳などの区分経理を行う必要があります。
課税事業者は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。（区分記載請求書等保存方式）

【現行の請求書等と区分記載請求書等の比較】

	現行制度	改正後 区分記載請求書等保存方式（注 1）
期 間	令和元年 9 月 30 日まで	令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで
帳簿への記載事項	① 課税仕入相手の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 対価の額	左記①～④に加え ⑤軽減税率の対象品目である旨
請求書等への記載事項	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称（注 2）	左記①～⑤に加え ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額（注 3）

注1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行通り必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

注2 小売業、飲食業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、請求書受領者の氏名又は名称の記載は省略できます。

注3 仕入先から交付された請求書に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

飲食代の領収書は、飲食をした相手と人数の記入に加えて、軽減税率の対象品目である旨や税率ごとに合計した税込対価の額の記載の有無を確認し、仕訳の間違いが無い様つとめましょう。